

上下水道料金の軽減制度について

浦臼町の上水道は西空知広域水道企業団で末端給水を行っています。水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 70歳以上の単身世帯
- (3) 母子及び父子家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- 70歳以上の単身世帯の場合は道町民税が非課税の場合。
- 母子及び父子家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

下水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 65歳以上の老人世帯
- (3) ひとり親家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- 65歳以上の世帯の場合は道町民税が非課税の場合。

- ひとり親家庭は道町民税が非課税世帯及び均等割のみの課税世帯の場合。

ただし毎年申請の手続が必要です。

該当の方は申し出てください。

軽減については**本人申請**となります。西空知広域水道企業団又は浦臼町から該当する旨の通知はありませんのでご注意ください。

上下水道の工事をする場合には西空知広域水道企業団の指定工事店、下水道の工事をする場合には浦臼町の指定を受けた工事店でなければ工事はできません。

工事をする場合には届出が必要になります。

問合せ・詳細は	役場建設課技術係	電話68-2113番
	西空知広域水道企業団	電話76-2486番

自衛官募集

募集項目	資格	受付期間	試験日
航空学生 (海上・航空)	<ul style="list-style-type: none"> ・R3年4月1日現在高卒(見込含)又は高専3年次修了者(見込含) ・航空自衛隊は18歳以上21歳未満の者 ・海上自衛隊は18歳以上23歳未満の者 	R2年7月1日) R2年9月10日	1次: R2年9月22日 2次: R2年10月17日~22日 のうち指定する1日 3次: (海) R2年11月20日~12月16日 (空) R2年11月14日~12月17日
一般 曹候補生	R3年4月1日現在18歳以上33歳未満の者 (32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者)		1次: R2年9月18日~20日 のうち指定する1日 (19日は滝川駐屯地で実施) 2次: 10月9日~14日 のうち指定する1日
自衛官 候補生 (女子)	18歳以上 33歳未満の者 現在32歳の方は生年月日により応募の可否が変わります。 詳しくはお問い合わせ下さい。	年間を通じて行っております。 第2回メ切 R2年8月21日 第3回メ切 R2年9月11日	第2回: R2年8月28日、30日 第3回: R2年9月25日、26日 29日、30日 のうち指定する1日 (29日は滝川駐屯地で実施)
自衛官 候補生 (男子)			第2回: R2年8月28日~30日 のうち指定する1日 第3回: R2年9月23日~26日 及び9月28日~10月 1日のうち指定する1日 (29日は滝川駐屯地で実施)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受付期間及び試験日が変更・延期される場合があります。詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所まで **TEL 0125-22-2140**
【URL <http://www.mod.go.jp/pco/sapporo>】

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！

7月17日は「北海道みんなの日」です

1869年（明治2年）、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道」という名称を提案した7月17日は、「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」です。

「道みんなの日」は、北海道のこれまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、これからの北海道を考える日として、平成29年に制定され、この日をきっかけに、道民の皆様には、北海道に愛着や誇りを持っていただき、道外に北海道の魅力を発信する機会となるよう設けられました。詳しくは、北海道庁のホームページをご覧ください。

登記・相続に関するQ & A

Q 建物を取り壊した場合、登記はどうするの？

A 建物を取り壊した場合、「建物の滅失登記」が必要になります。

「建物の滅失登記」とは、法務局に登録されている建物が、焼失、取壊し又は倒壊によって滅失した場合に、法務局に登録してある建物の表示の登記を抹消し、登記記録を閉鎖するための登記です。

「建物の滅失登記」は、申請する義務があり、決められた様式の申請書に不動産の表示内容を記載し、申請することにより法務局が処理を開始します。

申請しない限り、存在しない建物の登記が残ったままになってしまいます。

皆様は、ご自身が所有する住宅、倉庫、物置等の不動産がどのような状態で登記されているか、又は登記されていないのかご存じですか？

皆様の大切な不動産の登記状況を把握し、建物の滅失した事由を調査し、法務局に皆様の代理人となり登記を申請できる専門家は土地家屋調査士だけです。

建物の滅失かも？と思ったらお近くの土地家屋調査士又は札幌土地家屋調査士会にご相談してください。

■お問合せ先 札幌法務局滝川支局 0125-23-2330

(ホームページ) <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

札幌司法書士会 011-272-9035 (法律相談センター予約)

※滝川市にも相談所を設けています

(ホームページ) <http://www.sihosyosi.or.jp/>



コタエを
出します

すべての相談の相談料が
無料になりました。

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

「広報うらうす」に広告を載せてみませんか？

広告主募集中

1号広告 縦4cm×横15cm 4,000円
2号広告 縦4cm×横7cm 2,000円

問い合わせ 役場総務課企画統計係

国民健康保険税は納期限内に必ず納めましょう!!